

## カードローン取引規定

### 第1条 (取引方法)

1. この規定は当座貸越契約書（以下「本契約書」という）に基づく貴組合と借主（以下「私」という）とのカードローン取引（以下「この取引」という）に適用します。
2. この契約による取引は当座貸越取引のみとし、小切手・手形の振出しまたは引受は行わないものとし、
3. 貸越取引は貴組合から交付を受けた「カードローンカード」（以下「ローンカード」という）による現金自動支払機（現金自動預入支払機を含み、以下「支払機」という）からの引出しもしくは貴組合所定の請求書に届出の印章（または暗証）により記名捺印（または記入）し、貴組合に提出して行います。
4. 当座貸越口座への入金、入金額が貸越残高相当額以内の場合には返済に充当し、入金額が貸越残高相当額を越える場合にはそのこえる金額は、本契約書で指定する返済用預金口座（以下「指定口座」という）に入金します。
5. ローンカードの使用に必要な暗証番号については、貴組合所定の書面により届出します。
6. ローンカードおよび支払機の取扱いについては、別に定められた「カードローン・カード取引規定」によります。
7. この契約の継続中は本契約書記載の取引店以外の店舗では、重ねて契約をしないものとします。

### 第2条 (取引期間)

1. この契約による取引期間は、この契約の成立の日から本契約書記載の契約年数を経過した日の属する月の12日までとします。但し、取引期間満了日までに、私または貴組合からの別段の意思表示がない場合は、更に同一年数延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 期間満了日の前日までに私または貴組合のいずれかから期間を延長しない旨の申出がなされた場合は、期間満了日にローンカードを返却し、貸越元金および利息（損害金を含む）はこの規定の第10条にしたがって返済するものとします。
3. 契約期間が満了しても、私の貴組合に対する債務が存在する場合は、この契約の効力は存続するものとします。但し、新たな当座貸越借入はいたしません。
4. 私が満65歳に到達した日以降の取引期間の延長及び返済に関しては前記各項にかかわらず第18条に定めるところによります。

### 第3条 (貸越極度額)

1. この契約による貸越極度額は本契約書記載金額のとおりとします。なお、貴組合がやむを得ないものと認めてこの極度額を超えて当座貸越を行った場合も、この契約の各条項が適用されるものとし、貴組合から請求があり次第直ちに極度額を超える金額を支払います。
2. 貴組合は前項にかかわらずこの取引の貸越極度額を変更できるものとし、変更後の取引についても本契約書の各条項が適用されるものとします。

### 第4条 (利息・損害金)

1. 貸越金に対する利息（保証会社の保証料を含む。以下同じ）は、本契約書記載の約定返済日に貸越元金に組入れるものとし、利息額は、前月の利息支払日（初回は最初の貸越発生日）から当月の利息支払日の前日までの間の毎日の最終貸越残高に対し、本契約書記載の貸越利率により貴組合所定の方法で計算するものとし、この場合、利息の貸越元金組入れにより極度額を超えることとなるときもこの規定が適用されるものとし、貴組合から請求があり次第極度額を超える金額を直ちに支払います。

2. この契約による債務を履行しなかったときは貴組合に対し支払わなければならない金額に対して本契約書記載の損害金率の割合による損害金を支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
3. 金融情勢の変化その他相当な事由がある場合には、貴組合は利率・損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。

#### 第5条（約定返済）

1. この取引による貸越元金の返済は本契約書記載の約定返済日に本契約書記載の約定返済額を支払うものとします。但し、第3条第2項により貸越限度額を変更したときは変更した貸越極度額に応じた約定返済額を返済するものとします。
2. 前項にかかわらず、約定返済日における貸越残高が前項に定める返済額に満たない場合には、約定返済日における、貸越金残高を返済額とします。
3. 前月13日現在に貸越残高がない場合には約定返済は行いません。

#### 第6条（自動引落し）

1. 前条による返済は、指定口座からの自動引落しの方法によることとし、貴組合は返済日に小切手または通帳および払戻請求書なしで引落しのうえ、返済に充当するものとします。また、万一約定返済額相当額の預け入れが返済日より遅れた場合でも、預け入れ後はいつでも貴組合は同様の処理ができるものとします。
2. 指定口座から引落す際に、他にも支払呈示された小切手・手形・その他、指定口座から支払いをなすべきものがあるときは、その支払いと前項による引落しのいずれを先にするかは貴組合の任意とします。
3. 貴組合は、返済遅延が解消されるまでの間は、新たな貸越を中止することができるものとします。
4. 貴組合が本条に基づいて取扱いをしたことにより、万一事故・損害等が生じても一切の責任は私が負います。

#### 第7条（随時返済）

1. 第5条の約定返済のほか、私は任意の金額を随時返済できるものとします。但し、約定返済遅延中の随時返済方法は貴組合の任意とします。
2. 前項の随時返済は、前条の自動引落しの方法によらず、私が貴組合の店頭へ申込むか、支払機を使用する方法により行います。
3. 第1項の随時返済によって、その後の約定返済日、約定返済額は変更されないものとします。

#### 第8条（諸費用等の自動引落し）

この契約にかかるカード発行手数料、印紙代その他私が負担しなければならない費用等は、貴組合の所定の日第6条第1項と同様に、小切手等なしに指定口座から引落しのうえその支払いに充当することができます。

#### 第9条（期限の利益の喪失）

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴組合から通知・催告がなくてもこの契約による債務について当然期限の利益を失い、直ちに返済します。なお、この場合、貴組合からの通知なしに本契約を解除されても意義ありません。
  - ①第5条に定める約定返済を遅延し、次の返済日までに元利金（損害金含む）を返済しなかったとき。
  - ②保証会社からの保証の取消があったとき。
  - ③支払停止または破産・民事再生手続開始の申立があったとき。
  - ④手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

- ⑤預金・定期積金、その他の貴組合に対する債権について仮差押、保全差押、または、差押の命令、通知が発送されたとき。
  - ⑥住所変更の届出を怠るなど私が責任を負わなければならない事由によって貴組合に私の所在が明らかでなくなったとき。
  - ⑦相続の開始があったとき。
2. 次の場合には、貴組合からの請求によってこの契約による債務について期限の利益を失い、直ちに返済します。なおこの場合、貴組合からの通知によって本契約を解除されても異議ありません。
- ①私が貴組合に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
  - ②私が貴組合との取引約定の一つでも違反したとき。
  - ③この取引に関し私が貴組合に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
  - ④前各号のほか貴組合が債権の保全を必要とする相当の事由が生じたときと認めたとき。

#### 第10条 (契約の終了・減額・解除・中止)

1. 私はいつでもこの契約を解除することができます。この場合、私は貴組合所定の書面により貴組合に通知します。
2. 前条第1項・第2項各号の事由の一つでも生じたときのほか、私が組合員の資格または資格条件を喪失したときは、貴組合はいつでも貸越を中止し、この契約を解除することができます。
3. 金融情勢の変化、債権の保全その他相当な事由があるとき、または保証会社からの保証の解除がなされたときは、貴組合はいつでも極度額を減額し、または貸越を中止することができます。
4. 前3項によりこの契約が解除もしくは貸越が中止された場合には貸越元利金全額を、極度額が減額された場合には減額後の極度額を超える貸越金を、貴組合の請求ありしだい直ちに支払います。
5. 取引期間が満了したとき、または本条第1項・第2項によりこの契約が解除された場合、私は直ちにローンカードを返却します。
6. 私が満65歳に到達した日から最初に到来する期間満了日の翌日以降の貸越は中止するものとし、以後、この取引の取扱いについては第18条の定めるところによります。

#### 第11条 (差引計算)

1. 貴組合はこの取引による債務のうち各返済日が到来したもの、または第9条によって返済しなければならないこの取引による債務全額と私の貴組合に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺し、または私の預金その他の債権について所定の手続きを省略し、払戻し、解約または処分のうえ、その取得金をもって債務の弁済に充当することができるものとします。
2. 前項によって差引計算をする場合には、債権・債務の利息、および損害金の計算期間は差引計算実行の日までとし、預金その他債権の利率については預金その他の債権の規定によります。

#### 第12条 (相殺)

1. 私はこの取引による債務と期限の到来している私の貴組合に対する預金その他の債権とを、この取引による債務の期限未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項により相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとします。
3. 第1項によって相殺する場合には、債権・債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については預金その他の債権の規定によるものとします。

### 第13条（債務の返済等にあてる順序）

1. 第11条により貴組合から差引計算を行う場合に、この取引による債務のほかは貴組合の取引上の他の債務があるときは、貴組合は債権保全上等の事由により、どの債務との差引計算にあてるかを指定することができます。私はその指定に対して異議を述べないものとします。
2. 私から返済または相殺をする場合に、この取引による債務の他に貴組合の取引上の他の債務があるときは、私はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、私がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、貴組合が指定することができます。私はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 私の債務の一つでも返済の遅延が生じている場合等において、前項の私の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴組合は遅延なく異議を述べ担保、保証の状況等考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。
4. 第2項のなお書または第3項によって貴組合が指定する私の債務についてはその期限が到来したものとして、その順序・方法を指定することができるものとします。

### 第14条（危険負担・免責条項等）

1. 私が貴組合に差入れた証書等が、事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷した場合には、貴組合の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、貴組合から請求があれば直ちに代替りの証書等を差入れます。
2. 私が貴組合に提出した書類の印影（または暗証）を、貴組合が届出の印鑑（または暗証）と、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、書類・印章等について偽造・盗用等があってもそのために生じた損害については私の負担とします。
3. 私に対する権利の行使、保全に要した費用は、私の負担とします。

### 第15条（届出事項）

1. 氏名・住所・印鑑・電話番号・勤務先その他貴組合に届出た事項に変更があったときは、私は直ちに貴組合に書面で届出るものとします。
2. 私が前項の届出を怠ったため、貴組合が私から最終に届出のあった氏名・住所にあてて通知または送付書類を送達した場合には、到着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

### 第16条（報告および調査）

1. 私は貴組合が債権保全上必要と認めて請求した場合には、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 私は私の信用状態について重大な変化が生じるおそれのあるときは、貴組合から請求がなくても直ちに遅延なく報告するものとします。

### 第17条（契約の変更）

この契約の内容を変更する場合（但し、4条第3項による利率が変更される場合を除く）、貴組合は変更内容および変更日を私に通知するものとします。私は、変更日以降の契約内容にしたがい、この取引を行います。

### 第18条（年齢等に関する特約事項）

1. 私が満65歳に到達した日から最初に到来する期間満了日の翌日以降の新たな貸越は行いません。
2. 前項により、私は、貸越元利金の残額について、満65歳に到達した日以降最初に到来する期間満了日まで全額返済するものとします。但し、貴組合及び保証会社が認めるときは当初の約定返済の方法により、または保証会社の承諾する貴組合所定の方法により、返済できるものとします。

### 第19条（個人情報情報センターへの登録）

1. 私は、この契約に基づく借入金額・借入日・最終返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年間、銀行協会の運営する個人信用情報センターに登録され、同センターの加盟会員並びに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
2. 私は次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
  - ①この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間。
  - ②この契約による債務について保証提携先、保険者等第三者から貴組合が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行等の強制回収手続きにより貴組合が回収したときは、その事実発生日から5年間。

#### 第20条（管轄の合意）

この取引に関し、紛争が生じたときは、私は貴組合の本支店所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。